令和８年度職員団体との交渉結果
（現業統一交渉（県職員労働組合））

１　交渉団体

県職員労働組合

２　出席者

［当　　局］人事課長、人事課副課長、職員課長、職員課副課長 他　　（計 10 名）
［職員団体］県職員労働組合委員長、書記長
　　県職員労働組合現業評議会議長、事務局長 他　　（計 23 名）

３　交渉日時及び場所

令和 8 年 10 月 8 日（木）14:30～14:50、16:00～16:08
ひょうご共済会館５階　ツツジ

４　内容

県職員労働組合から令和 8 年９月 24 日（木）に受けた「2026 年現業・公企統一闘争に関する要求書」に対して回答し協議を行った結果、合意に至った。

５　交渉概要

(1) 要求に対する当局回答

項目	回答
労働条件に関する事前協議制等	・勤務条件に変更があるときは、従来どおり事前協議を実施
直営堅持と交渉における部局確認事項の遵守	・協議で見出された将来像について最大限尊重
現業差別賃金の撤廃	・改めて給与確定交渉で協議

(2) 協議

項目	職員団体主張	当局回答
技能労務職の採用	・現業業務を所管する部局との労使協議・意見交換会を実施しているが、採用停止となっている技能労務職について、部局協議の中で新規採用が必要であるとの協議結果を得られた場合、この結果は尊重されると理解して良いか。	・部局協議の結果について尊重していく姿勢に変わりはなく、部局との議論が尽くされ、課題解決のために必要だと判断された結果については人事課としても尊重していく。
業務執行体制のフォロー	・現場業務を熟知する技能労務職の減少と業務の委託化に伴い、現場行政職の負担増が顕著になっている。業務委託をしていても、そのサービスの責任は行政に帰属するものであり、行政職のフォローアップも必要であると考えるが、対応を考えていただけないか。	・業務委託を行った場合であっても、必要な行政サービスを適切に提供できる体制を確保していくことが重要であると認識している。業務執行上の課題については、基本的には所管部局において現場の意見を十分に聞きながら対応が検討されるものと考えている。 必要に応じて、各部局における検討を支援してまいりたい。
今後のあり方協議等について	・今後のあり方協議や現場で生じた課題解決のための労使による話し合いの場においては、サービスの最前線、現場から発せられる職員の声に重きをおいた対応をいただきたいがいかがか。	・現場の業務実態等を踏まえることは重要であると考えている。これまでからもあり方協議や現場で生じた課題解決に向けた意見交換では、各部局において現場の皆さんの声に耳を傾けて対応してきたものと認識している。引き続き現場の皆さんの声をお伺いするよう、各部局に伝えてまいりたい。
総括	・要求項目への回答内容で了解。	―